



年6回発行

nagoya発

2006.4月 No.13

# くらしのほっと通信

こんな誘いには気をつけて!

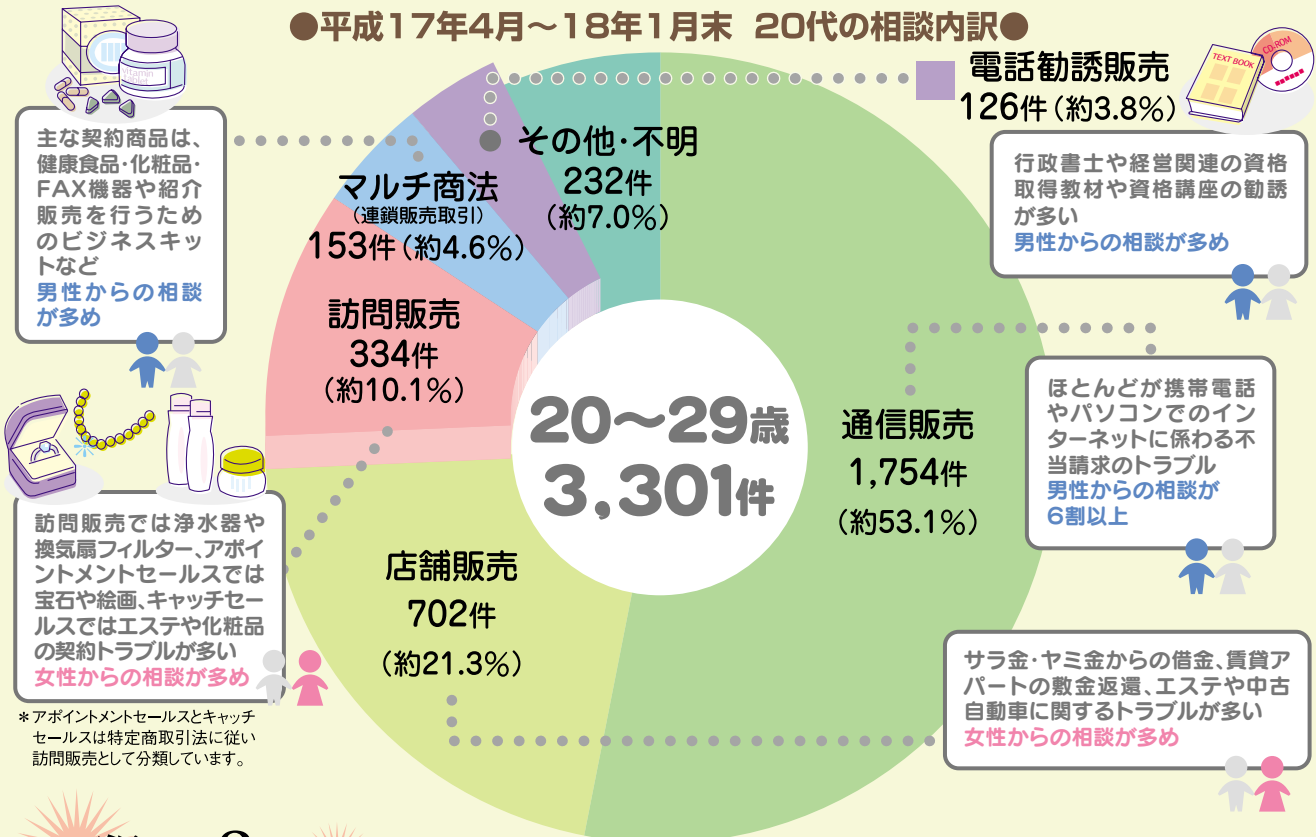
## トラブルあれこれ (若者編)



20歳になると急に増えるアポイントメントセールスの勧誘電話やダイレクトメール。街中や地下街で盛んなキャッチセールス……。若者のノリよさや無邪気さにつけ込む甘い誘いにそそのかされて、不本意な契約をしてしまう人が後を絶ちません。

平成17年4月～18年1月末に名古屋市消費生活センターに寄せられた20代の若者の相談件数は3,301件。全相談件数の2割を超えています。若者を狙う悪質業者のカモにならないためには、どうすればよいのか? 若者に多いトラブルを紹介します。

### ●平成17年4月～18年1月末 20代の相談内訳●



### なぜ狙われる? 20代

社会経験が乏しく契約に不慣れな若者は、業者にとっては格好の勧誘対象です。しかし、若者といっても、20代の相談件数が3,301件なのに対して未成年者の相談は699件とかなり少なめ。しかも、ほとんどが携帯電話やパソコンによる不当請求トラブルです。事前に年齢を確認せずに声をかけるキャッチセールスの相談は数件ありますが、名簿をもとに誘ってくるアポイントメントセールスは0件、電話勧誘販売は1件のみです。

同じ若者でも、未成年者の場合は、親の同意を得ずにした契約は取り消すことができます(未成年者の契約取消権)。いくら誘いやすくても、契約を取り消されてしまっただけでは意味がないため、業者は未成年者をあまり誘いたがらないと考えられます。

一方、20代の場合、未成年者の契約取消権はないものの、まだまだ契約には不慣れで誘いやすいという点では、未成年者と大差はありません。20歳の誕生日を迎えるとすぐに勧誘の電話が増えるのは、そのためです。

消費生活相談  
専用電話

月～金曜日 052-222-9671  
052-222-9674

土曜日 052-222-9690

お気軽にご相談ください。

## CLOSE UP 訪問販売

# アポイントセールス

### 主な勧誘方法と 問題点

電話やメール、ハガキなどで「プレゼントが当たった」「会って話したい」などと販売目的を隠して喫茶店や営業所などに呼び出し、言葉巧みに契約をさせる手口。異性が誘ってくる場合が多く、出会い系サイトなどで知り合いになった人から誘い出される場合もある。

### ▼主な商品・サービス

アクセサリ、絵画、ビデオ教材、  
旅行やレジャー施設などの割引が受けられる会員権



### アドバイス

- ★ 甘い言葉で誘われても、安易に出かけない
- ★ 予期せぬ勧誘の話になったら、きっぱり断り、早めに席を立つ
- ★ 感情に流されず、本当に必要かどうか冷静に判断する  
契約直後は頻りに連絡があったのに、クーリング・オフ期間が過ぎたらパツリなくなることもよくあります。



**\* 契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。**

### 相談事例

街頭で「アンケートに答えて」と声をかけてきた女性と話がはずみ、メル友になった。何度か会って仲良く  
なった頃に「勤務先で私が企画した展示会があるの。買わなく  
てもいいから見に来て」と誘われ、何の疑いもなく展示会へ。  
そこで彼女の上司から毛皮のコートを勧められた。「買う気はない」  
と断ったが、いくつも試着させられ、午後2時から6時ごろまで勧  
められ続けたあげく、彼女からは「あなたを信じている」とささ  
やかれ、彼女に嫌われたくない私は、どうしたらいいかわからな  
くなって80万円の coat を契約。その後も彼女の手前、やめた  
いとは言い出せずに10日以上が過ぎてしまった。

### ここが 問題

- \*1 販売目的を隠す
- \*2 断っているのに再勧誘する
- \*3 長時間勧誘
- \*4 恋愛感情を悪用する

### 相談 結果

今回の契約にはいくつもの問題点があります。そこで当センターでは相談者に、消費者契約法による契約取消の通知を販売会社へ送るように助言しました。その後、販売会社から反論がありましたが、強引に契約させられたことを粘り強く主張した結果、契約は取り消されました。

**\* 消費者契約法では、事業者の不適切な行為により自由な意思決定が妨げられたことによって結んだ契約は取り消すことができると定められています。**

## CLOSE UP 訪問販売

# キャッチセールス

### 主な勧誘方法と 問題点

「アンケートに答えて」「エステの無料体験をしてみない？」などと駅や街中で声をかけて、喫茶店や営業所に連れて行き契約を迫る手口。人の出入りの少ない場所で長時間勧誘され、契約しないと帰れない雰囲気になってしまうことが多い。年齢を確認せずに声をかけるため、未成年者も誘われやすい。

### ▼主な商品・サービス

エステ、化粧品、絵画、毛皮、アクセサリ



### アドバイス

- ★ 声をかけられても、安易について行かない
- ★ 無料チケットや割引チケットには注意する  
アンケートのお礼としてエステなどの無料チケットを渡され、後日、そのチケットを持って店に出向いた時に勧誘される場合もよくあります。

**\* 契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。**



**CLOSE UP**  
マルチ商法  
(連鎖販売取引)

# マルチ商法 (連鎖販売取引)



**主な勧誘方法と問題点**

「月々100万円も夢じゃない」などと、あたかも簡単に儲かるような説明をして、ピラミッド型の販売組織に加入させる手口。実際には収入はほとんど得られず、自分の損を取り戻すために友達を強引に誘って人間関係が崩れることも多い。最近では「ネットワークビジネス」と称して、特に学生の間で横行している。

**▼主な商品・サービス**

健康食品、化粧品、浄水器、FAX機器、会員になるためのビジネスキット

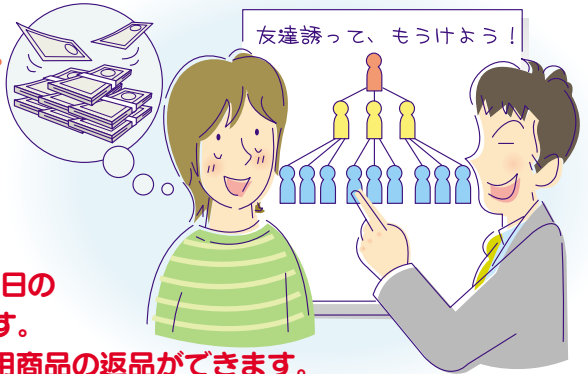


**アドバイス**

- ★ セミナーでの大げさな話に惑わされない
- ★ 簡単に儲かるものではない

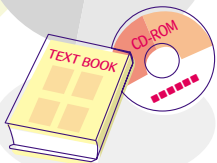
自分の成功のために強引な勧誘をすれば、あなた自身が懲役や罰金等の刑事罰を受ける場合もあります。

- \* 契約書面を受け取った日、または再販売商品を受け取った日のどちらか遅い日から20日間はクーリング・オフができます。
- クーリング・オフ期間経過後も一定条件を満たせば、未使用商品の返品ができます。



**CLOSE UP**  
電話勧誘販売

# 電話勧誘販売



**主な勧誘方法と問題点**

「受講すれば簡単に資格が取れる」「もうすぐ国家資格になる」などと電話で強引に誘い、講座や教材の契約をさせる手口。精神的なプレッシャーをかけるために、あえて職場に何度も電話してくることが多い。過去に契約したことがある人に更なる契約を迫る二次被害も増えている。

**▼主な商品・サービス**

行政書士・旅行・経営関連の資格取得講座や教材



**アドバイス**

- ★ 不要な勧誘はきっぱり断り、手短かに電話を切る
- ★ セールストークを鵜呑みにせず、冷静に判断する
- ★ 二次被害にあわないようにする

過去の契約の話を持ち出されても、信じ込まないようにしましょう。

- \* 契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。
- 断ったつもりでも、もし契約書面が届いたら、念のために至急クーリング・オフの手続きをしましょう。



**相談事例**

10年前に電話勧誘で行政書士の教材を契約。その後、勧誘電話が増えて悩んでいたところに、「前回の契約の登録が残っています。このまま抹消しないと勧誘がいつまでも続きますよ。抹消するには、新しい教材を契約する必要があります」と電話がかかり、しつこい勧誘から解放されたい一心で、言われるままにパソコン教材を契約した。その後、数年が過ぎ、すでに支払いが終わったが、3日前に別の業者から「パソコン教材の契約は詐欺だ。私たちは被害者救済をしています。一度、会って話しましょう」と電話がかかってきた。会ってみると「救済には費用がかかるが救済という名目ではクレジット契約が組めないので、代わりに指輪を契約していただきます」と40万円の指輪を契約させられた。

**ここが問題**

- \*1 過去の話を持ち出して、もっともらしい嘘をつく
- \*2 不安をあおる
- \*3 他社をのしり、いかにも善意者のように装う
- \*4 嘘について全く関係ないものを契約させる

**相談結果**

当センターで契約書を確認したところ、単に指輪を買うだけの契約内容になっていましたが、幸い2日前の契約でクーリング・オフができました。相談者は「今さら行政書士とパソコンの教材の返金を求める気はないが、これ以上トラブルに巻き込まれたくない」と希望していたため、二次被害の例を紹介するとともに、**電話勧誘の対処法**を助言しました。

- \* 断っている人に対しての再勧誘は特定商取引法で禁止されています。しつこく勧誘を繰り返す相手には、法律違反であることを主張しましょう。



# お知らせ

名古屋市消費生活センターでは、次のようにセミナーと講座を開催します。ぜひ、ご参加ください。



平成18年度(前期)

## 消費者問題セミナー受講者募集

テーマ あなたは大丈夫? 消費者トラブル!

全10回 午前10時~正午

| 日程    | 曜日  | 内容                      | 講師(敬称略)                |
|-------|-----|-------------------------|------------------------|
| 5月19日 | (金) | 現代市場における消費生活とマーケティング    | 日本福祉大学福祉経営学部 助教授 小木 紀親 |
| 5月26日 | (金) | 高齢者をねらう悪質リフォーム・投資被害     | 弁護士 石川 真司              |
| 6月 2日 | (金) | 暮らしと景品表示法               | 公正取引委員会事務総局中部事務所       |
| 6月 9日 | (金) | 消費者情報の正しい活かし方           | 名古屋市消費生活センター情報プラザ・試験係  |
| 6月14日 | (水) | 消費者契約法と消費者保護(1)         | 明治学院大学法科大学院 教授 加賀山 茂   |
| 6月21日 | (水) | 消費者契約法と消費者保護(2)         | 明治学院大学法科大学院 教授 加賀山 茂   |
| 6月30日 | (金) | 消費者金融(高金利)をめぐる諸問題       | 弁護士 佐藤 浩史              |
| 7月 7日 | (金) | 消費生活用品の誤使用事故と防止策        | 独立行政法人 製品評価技術基盤機構      |
| 7月14日 | (金) | 相談窓口から見た悪質商法の実態         | 名古屋市消費生活相談員            |
| 7月21日 | (金) | 予防法学のすすめ ~司法書士の見た消費者問題~ | 司法書士 和田 博恭             |

※なお期間中に日程・内容等について、若干変更する場合がありますので、予めご了承ください。

## 消費生活講座受講者募集

各講座 全4回 午前10時~正午

| 日程  | 講座名         | 内容                                     |
|---|-------------|--|
| 講座1<br>5月16日(火)・5月23日(火)<br>5月30日(火)・6月 6日(火) | 「食とヘルシーライフ」 | 食生活を見直して健康的に過ごすために、お茶やお酢などの知識を深めます。    |
| 講座2<br>5月18日(木)・5月25日(木)<br>6月 1日(木)・6月 8日(木) | 「癒しで快適生活術」  | 心の癒される快適な生活を得るために、香りやガーデニングなどの知識を深めます。 |

**開催場所** 名古屋市消費生活センター 第1研修室 伏見ライフプラザ12階

**募集人数** セミナー 講座1 講座2 とも各100名(応募多数の場合は抽選)

**受講料** セミナー 1,000円(初回の受講日にお支払いください) 講座 無料

**応募方法** 「往復はがき」に ①住所 ②氏名(ふりがな) ③電話番号 ④**セミナー**の場合は「消費者問題セミナー受講希望」、**講座**の場合は希望の講座名を明記のうえ、**5月9日(火)**までに下記の担当係へ(必着)

**申込先** 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23-13 伏見ライフプラザ11階  
名古屋市消費生活センター **消費者問題セミナー** 係 または **消費生活講座** 係

\*受講者募集についてのお問い合わせは **TEL 052-222-9679** まで

### 利用のご案内

#### 消費生活相談

**受付時間** 月~金曜日(祝日・年末年始を除く)  
9:00~16:15

TEL **052-222-9671**

架空請求ホットダイヤル

TEL **052-222-9674**

**受付時間** 土曜日(祝日・年末年始を除く)  
9:00~11:00、13:00~16:00

TEL **052-222-9690**

※土曜日は電話相談のみで、  
来所相談は行っていません。

#### くらしの情報プラザ

**受付時間** 月~土曜日(祝日・年末年始を除く)  
9:00~17:00

TEL **052-222-9677**

**名古屋市消費生活センター** <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

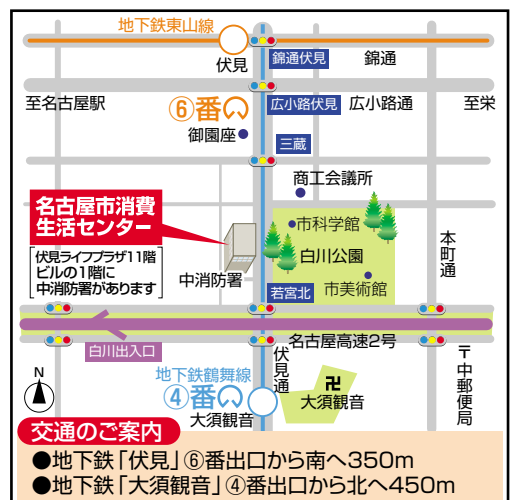
〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678

●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。

●このパンフレットは再生紙を利用しています。(古紙配合率100% 白色度80%)

名古屋城本丸御殿復元プロジェクト



#### 交通のご案内

- 地下鉄「伏見」⑥番出口から南へ350m
- 地下鉄「大須観音」④番出口から北へ450m